

議案第14号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 70 条の 10 第 1 項中「当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第 2 条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 1 項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」を「当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 1 項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」又は当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 6 項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」に、「差し引いた」を「差し引いて得た」に改める。

第 70 条の 14 に次のただし書を加える。

ただし、法第 120 条の 15 第 6 項の規定による危険段階別の共済掛金率を定める畑作物共済の共済目的の種類等については、当該危険階級に係る畑作物危険段階基準共済掛金率とする。

第 70 条の 15 第 1 項中「畑作物共済の共済掛金率」の右に「、各危険段階に属する畑作物共済加入者の氏名又は名称（畑作物共済加入者たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（畑作物共済加入者たる畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

第 70 条の 15 第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該畑作物共済加入者に係るものに限るものとする。

第 70 条の 35 中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別（法第 120 条の 23 第 1 項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第 120 条の 23 第 3 項の規定による危険段階別の共済掛金率を定める施設区分及び当該施設区分に係る園芸施設共済の共済目的等による種別については、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと、法第 120 条の 23 第 2 項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第 120 条の 23 第 3 項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

第70条の36第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の右に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称（園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

第70条の36第3項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該園芸施設共済加入者に係るものに限るものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、畑作物共済については平成30年産から、園芸施設共済については平成30年4月1日以降引受け分から適用する。
- 2 平成30年3月31日以前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

(審議資料)

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 120 条の 15 第 6 項及び同法第 120 条の 23 第 3 項の規定により、畑作物共済及び園芸施設共済に危険段階基準共済掛金率を導入するため、所要の改正を行うもの。

**【概要】**

農業災害補償法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に農業保険法として施行される。この改正により、農作物共済については平成 31 年産、その他の共済については平成 31 年 1 月以降に共済責任期間が始まるものから、危険段階別共済掛金率の設定が義務化されるが、畑作物の大豆並びに園芸施設のうちプラスチックハウスⅡ類については、先行して平成 30 年 4 月から危険段階別共済掛金率を設定するよう国から強い指導があり、危険段階を未設定の組合等は、全国一斉に取り組む予定となっている。

過去 5 年間の被害率により組合員等を 2 段階に区分し、適用する共済掛金率に差をつけようとするもの。